

追加型投信／海外／債券

信託期間 : 2003年5月20日 から 無期限

基準日 : 2026年5月29日

決算日 : 毎月10日 (休業日の場合翌営業日)

回次コード : 5806

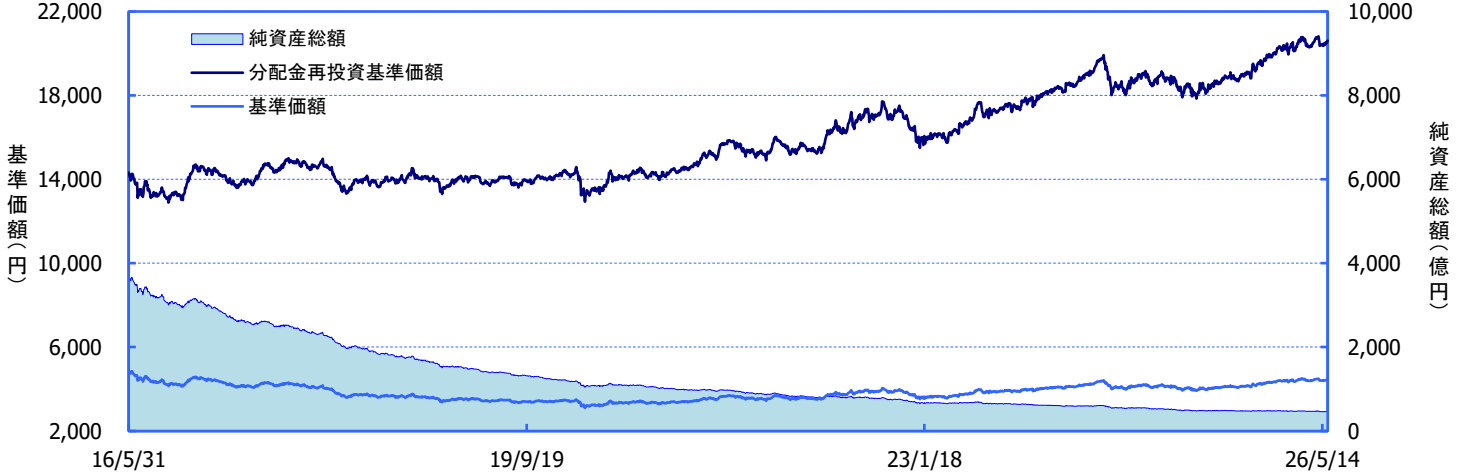
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 《基準価額・純資産の推移》

2026年5月29日現在

基準価額	4,449 円
純資産総額	465億円

当初設定日 (2003年5月20日)、2016年5月31日～2026年5月29日



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
 ※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

期間別騰落率	ファンド	カナダ・ドル
1カ月間	-0.6 %	-1.4 %
3カ月間	+0.7 %	+1.5 %
6カ月間	+3.3 %	+3.6 %
1年間	+12.6 %	+11.1 %
3年間	+23.7 %	+12.6 %
5年間	+30.4 %	+27.3 %
10年間	+43.9 %	+35.9 %
設定来	+106.2 %	+33.8 %

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を採用し、算出しています。  
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

基準価額の月次変動要因分解	
2026年5月末	4,449 円
2026年4月末	4,480 円
変動額	▲31 円
債券要因	42 円
為替要因	▲64 円
小計	▲22 円
分配金要因	▲5 円
運用管理費用要因等	▲4 円

※変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。

## 《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金	分配金支払後基準価額
第1～263期 合計:	10,520円	
第264期 (25/06)	5円	4,044円
第265期 (25/07)	5円	4,093円
第266期 (25/08)	5円	4,136円
第267期 (25/09)	5円	4,118円
第268期 (25/10)	5円	4,232円
第269期 (25/11)	5円	4,252円
第270期 (25/12)	5円	4,344円
第271期 (26/01)	5円	4,397円
第272期 (26/02)	5円	4,446円
第273期 (26/03)	5円	4,475円
第274期 (26/04)	5円	4,424円
第275期 (26/05)	5円	4,405円
分配金合計額	設定来 : 10,580円 直近12期 : 60円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決めます。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
 一般社団法人資産運用業協会  
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

資産別構成		
資産	銘柄数	比率
外国債券	25	97.2%
コール・ローン、その他※		2.8%
合計	25	100.0%

※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。

債券 種別構成		合計97.2%
種別		比率
州債等		41.8%
事業債		28.2%
国債		24.1%
政府機関債		3.2%

債券 ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	2.9
最終利回り(%)	3.2
修正デュレーション	4.1
残存年数	4.6

通貨別構成		合計100.0%
通貨		比率
カナダ・ドル		99.4%
日本円		0.6%

債券 格付別構成		合計100.0%
格付別		比率
AAA		45.4%
AA		54.6%
A		---
BBB		---
BB以下		---

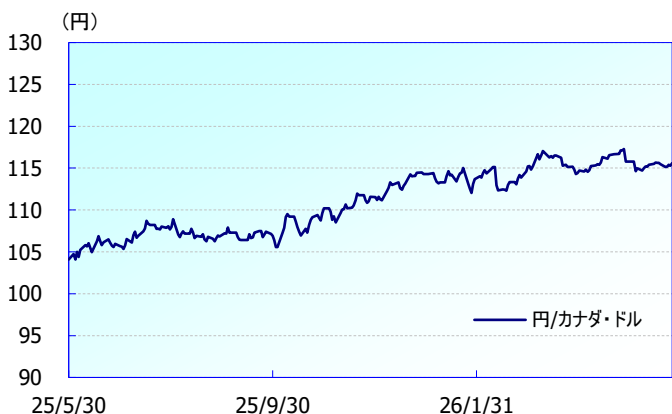
※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。  
 ※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。  
 ※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

組入上位10銘柄					合計64.0%
銘柄名	通貨	利率(%)	償還日		比率
NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING	カナダ・ドル	2	2028/04/17		9.2%
ONTARIO PROVINCE	カナダ・ドル	3.75	2032/06/02		8.6%
TORONTO-DOMINION BANK/THE	カナダ・ドル	4.516	2027/01/29		7.6%
CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ・ドル	2	2032/06/01		7.2%
ONTARIO PROVINCE	カナダ・ドル	2.9	2028/06/02		7.0%
Province of Quebec Canada	カナダ・ドル	1.9	2030/09/01		6.3%
METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I	カナダ・ドル	3.394	2030/04/09		5.6%
PROVINCE OF ALBERTA CANADA	カナダ・ドル	1.65	2031/06/01		4.9%
ONTARIO PROVINCE	カナダ・ドル	3.65	2033/06/02		3.8%
CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ・ドル	3	2034/06/01		3.7%

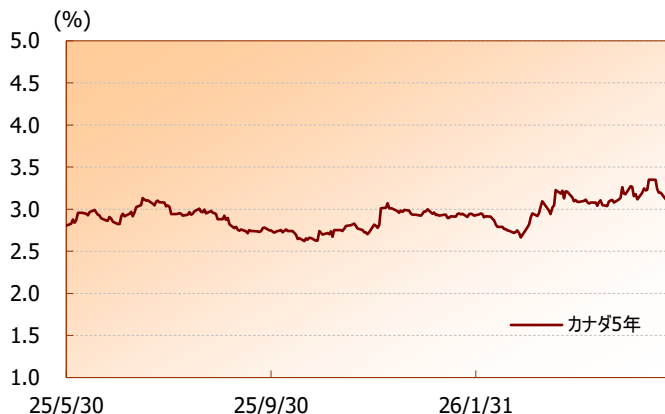
《参考》為替と金利の動き(過去1年間)

(2025年5月30日～2026年5月29日)

為替の推移



5年国債利回り



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント  
 (2021年5月31日～2026年5月29日)

為替の推移



5年国債利回り



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

《分配金の計算過程(1万口当たり、税引前)》

(単位:円、1万口当たり・税引前)

		配当等収益		有価証券売買等損益		分配準備 積立金③	収益 調整金④	分配対象額 (分配金支払い前) ①+②+③+④	分配金	分配金支払い後 基準価額
		経費控除後 配当等収益①	経費控除後 配当等収益①	経費控除後・ 繰越欠損補填後 売買益②	経費控除後・ 繰越欠損補填後 売買益②					
第264期	25/6/10 分配金内訳	10	7 5	10	0 0	113 0	85 0	206	5	4,044
第265期	25/7/10 分配金内訳	10	9 5	49	0 0	116 0	85 0	210	5	4,093
第266期	25/8/12 分配金内訳	11	10 5	41	0 0	120 0	85 0	216	5	4,136
第267期	25/9/10 分配金内訳	10	5 5	△ 18	0 0	125 0	86 0	216	5	4,118
第268期	25/10/10 分配金内訳	10	10 5	114	0 0	125 0	86 0	220	5	4,232
第269期	25/11/10 分配金内訳	11	9 5	19	0 0	130 0	86 0	224	5	4,252
第270期	25/12/10 分配金内訳	10	10 5	92	0 0	134 0	86 0	229	5	4,344
第271期	26/1/13 分配金内訳	12	11 5	51	0 0	138 0	86 0	235	5	4,397
第272期	26/2/10 分配金内訳	10	9 5	49	0 0	144 0	86 0	239	5	4,446
第273期	26/3/10 分配金内訳	10	9 5	29	0 0	148 0	86 0	243	5	4,475
第274期	26/4/10 分配金内訳	11	6 5	△ 52	0 0	151 0	87 0	244	5	4,424
第275期	26/5/11 分配金内訳	11	6 5	△ 20	0 0	152 0	87 0	244	5	4,405

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※ 円未満は四捨五入しています。下段の数値は、分配金の内訳です。

※ 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 分配準備積立金---期中の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備金として積立てます。分配準備積立金は、次期以降の分配金に充当することができます。

■ 収益調整金---追加型の投資信託において、追加設定が行なわれることによる既存投資者への分配対象額の希薄化を防ぐために設けられた勘定です。

配当等収益と分配金について

当ファンドの直近決算（第275期、2026/5/11）における分配金は5円（1万口当たり、税引前）としております。上の表にある通り、直近決算の期中に得られる経費控除後の配当等収益は6円となっています。また、分配対象額は、分配金支払い前で244円となっています。

当ファンドでは、継続的な分配を行うことを目標に分配金を決定していますが、分配金は分配対象額の水準、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して決算の都度、決定していますので、現在の分配金の水準を維持できない、または分配金が支払われない場合もあります。

**【投資環境】**

**債券市場：カナダの金利は低下**

カナダ債券市場では、金利は低下しました。ホルムズ海峡封鎖の長期化懸念から月中旬にかけて金利は一時上昇しましたが、消費者物価指数が市場予想を下回り利上げを急ぐ必要性が乏しいことが意識されたほか、月末にかけては米国とイランの停戦合意への期待などから、金利は低下に転じました。

**為替市場：カナダ・ドルは対円で下落**

カナダ・ドルは対円で下落しました。4月末から5月上旬にかけて日本が円買いの為替介入を実施したことで円高が進行し、カナダ・ドル円は下落しました。ホルムズ海峡の封鎖長期化への懸念による原油高がカナダ・ドルの支援要因となったことや、米国とイランの停戦合意期待による市場心理の改善などを背景に円安が進行したことで、カナダ・ドル円は下げ幅を縮小しましたが、月を通して下落となりました。

**【ファンドの運用状況】**

**月間の動き**

カナダ・ドルの対円為替レートが下落（円高）したことが基準価額の下落要因となりました。

**運用のポイント**

修正デュレーション（金利リスクを表す指標）については、4年程度で運用しました。また、国債よりも利回りが高く、信用力や流動性は国債に準じる州債（カナダ各州が発行する債券）や、相対的に信用力が高く利回り面でも国債や州債より魅力的な事業債をポートフォリオの中心としました。

**【今後の展望・運用方針】**

**債券市場：中東情勢と対米通商交渉が注視され、金利は横ばい圏での推移を見込む**

中東情勢と対米通商交渉が不確定要因であるなか、カナダの金融政策は様子見が続くと考えられます。当面は原油高によるインフレ懸念があるものの、景気の弱さなどを背景に広範な物価に波及する懸念は乏しく、拙速な利上げリスクは限定的と予想します。一方、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の見直しを経て不透明感が後退すれば景気回復期待が高まることも想定でき、将来の利上げ観測を巡る思惑が交錯するなか金利は横ばい圏での推移を見込みます。

**為替市場：カナダ・ドル円は、中東情勢・原油価格の動向により左右**

中東情勢の行方や原油価格の動向に左右される展開を想定します。原油価格の高水準が維持されれば、カナダ・ドルは資源国通貨として対円で選好される一方、反対にホルムズ海峡解放の見通しが立てば原油安を通じて円高に振れると考えられます。また依然として、米国の関税政策がカナダ経済に与える影響には不透明感があり、2026年7月のUSMCAの見直しに向けた動向にも引き続き注視が必要と考えます。

**運用方針**

カナダの金利は横ばい圏での推移を見込むことから、修正デュレーションは現状の水準程度で運用する方針です。また、ポートフォリオ全体の利回りを高めるため、州債・事業債を中心としたポートフォリオを維持します。ただし、経済状況や原油価格の変動による影響度合いは州や企業ごとに異なってくるとみられることから、財務状況等を用意深く分析し、投資する銘柄の選択を行っていく方針です。

<b>カナダ・ドル上昇要因</b>	<b>カナダ・ドル下落要因</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の上振れ</li> <li>● リスク選好度の強まり</li> <li>● 利下げ期待の弱まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の下振れ</li> <li>● リスク回避の強まり</li> <li>● 利下げ期待の強まり</li> </ul>
<b>債券価格上昇要因（金利低下要因）</b>	<b>債券価格下落要因（金利上昇要因）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の下振れ</li> <li>● リスク回避の強まり</li> <li>● 利下げ期待の強まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の上振れ</li> <li>● リスク選好度の強まり</li> <li>● 利下げ期待の弱まり</li> </ul>

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・カナダ・ドル建ての公社債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・カナダ・ドル建ての公社債等（※）に投資します。  
（※）「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。
- ・投資対象の公社債等の格付けは、取得時において A A 格相当以上※とすることを基本とします。  
※ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上
- ・毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>2.2% (税抜2.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容												
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.375%</u> ( <u>税抜1.25%</u> )	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。												
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。												
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。												
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt;運用管理費用の配分&gt; (税抜) (注1)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300億円未満の場合</td> <td rowspan="3">販売会社および 受託会社への 配分を除いた額</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="3">年率0.05%</td> </tr> <tr> <td>300億円以上 1,000億円未満の場合</td> <td>年率0.75%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の場合</td> <td>年率0.80%</td> </tr> </tbody> </table>	<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社	300億円未満の場合	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.05%	300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.75%	1,000億円以上の場合	年率0.80%	
<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社											
300億円未満の場合	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.05%											
300億円以上 1,000億円未満の場合		年率0.75%												
1,000億円以上の場合		年率0.80%												
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。												

(注1) 「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 《お申込みメモ》

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	モントリオール取引所のカナダ国債先物取引の休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

## 《収益分配金に関する留意事項》

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資者の購入価額 (当初個別元本)	普通分配金
	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

投資者の購入価額 (当初個別元本)	元本払戻金 (特別分配金)
	分配金支払後 基準価額 個別元本

普通分配金…………… 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)…………… 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社関西西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社八十二長野銀行 (委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局(金商)第1号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

## ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。